

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、天文学、核融合科学、物質化学、生命科学等の自然科学研究分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員及び同じ大学共同利用機関法人である他の3機構（人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構）等を参考とした。

(1) 他の3機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

各機構の公表資料によれば、平成27年度の3機構の長の平均年間報酬額は19,409千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると平均で19,253千円と推定される。

同様の考え方により、理事については平均で15,699千円、監事については平均で13,292千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額・・・22,977千円

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の95以上100分の175以下、成績が良好でない場合は、100分の82.5未満、また12月期については、成績が優秀な場合は100分の106.5以上、100分の195以下、成績が良好でない場合は、100分の92.5未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

平成28年度においては顕著な業績や業績不振とされることがなかったため、勤勉手当の増額又は減額は行わなかった。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、役員給与規程により、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当については、役員給与規程により期末手当基礎額（本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額（20%）+管理職加算額（25%））に6月期については、100分の62.5を乗じ、12月期については、100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じて得た額とし、勤勉手当については、役員給与規程により勤勉手当基礎額（本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額（20%）+管理職加算額（25%））に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じ、さらに成績率（平成28年度の実績としては、6月期については、100分の82.5、12月期については、100分の92.5）を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、平成27年及び平成28年の人事院勧告に準じて、下記の内容の改定を実施した。

- ・特別調整手当の支給率を1～2%の間で引き上げ
- ・勤勉手当支給率の引き上げ（年間0.1月分）

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様、役員給与規程により、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当・勤勉手当についても法人の長と同様の方法で算定した額を支給している。

また、平成28年度では法人の長と同様の改定を実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様、役員給与規程により、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当・勤勉手当についても法人の長と同様の方法で算定した額を支給している。

また、平成28年度では法人の長と同様の改定を実施した。

監事(非常勤)

役員報酬基準は、役員給与規程により、非常勤監事手当(日額:37,000円)から構成されている。

なお、平成28年度では、特段の改定は行わなかった。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,497	千円 11,580	千円 3,481	千円 2,316 120 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 15,079	千円 9,097	千円 4,051	千円 1,819 111 (特別調整手当) (通勤手当)		3月30日	◇
B理事	千円 14,476	千円 8,472	千円 3,758	千円 1,694 552 (特別調整手当) (単身赴任手当)	4月1日		
C理事	千円 17,012	千円 10,740	千円 4,561	千円 1,503 206 (特別調整手当) (通勤手当)			
D理事	千円 15,957	千円 10,740	千円 4,358	千円 859 (特別調整手当)	4月1日		
E理事	千円 15,957	千円 10,740	千円 4,358	千円 859 (特別調整手当)	4月1日		
A監事	千円 12,844	千円 8,472	千円 2,547	千円 1,694 130 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		※
B監事 (非常勤)	千円 2,590	千円 2,590	千円 ()				

注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生産費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者(本府省庁課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

自然科学研究機構は、宇宙、エネルギー、物質、生命等に関わる自然科学分野の拠点的研究機関を設置・運営することにより国際的・先導的な研究を進めるとともに、本機構が設置する大学共同利用機関の特色を活かしながら、更に各々の分野を超え、広範な自然の構造と機能の解明に取り組み、自然科学の新たな展開を目指して新しい学問分野の創出とその発展を図るとともに、若手研究者の育成に努めている。また、大学共同利用機関としての特性を活かし、大学等との連携の下、我が国の大学の自然科学分野を中心とした研究力強化を図っている。これらのミッションを機構長のリーダーシップの下で強力に推進している。

そうした中で、自然科学研究機構長は、職員数約800名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、所属職員を統督して、経営責任者と教育研究活動の責任者の職務を同時に担っている。

自然科学研究機構長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,429千円と比較した場合、概ね同水準以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

自然科学研究機構では、機構長の報酬月額を法人化以前の岡崎3研究所により構成されていた岡崎国立共同研究機構長に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、機構長の職務内容の特性は上記のとおり法人化以前の岡崎国立共同研究機構長の職務と比較しても同等以上の職務内容・重責を負っていると言える。

また、他の大学共同利用機関法人の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の大学共同利用機関法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

自然科学研究機構は、宇宙、エネルギー、物質、生命等に関わる自然科学分野の拠点的研究機関を設置・運営することにより国際的・先導的な研究を進めるとともに、本機構が設置する大学共同利用機関の特色を活かしながら、更に各々の分野を超え、広範な自然の構造と機能の解明に取り組み、自然科学の新たな展開を目指して新しい学問分野の創出とその発展を図るとともに、若手研究者の育成に努めている。また、大学共同利用機関としての特性を活かし、大学等との連携の下、我が国の大学の自然科学分野を中心とした研究力強化を図っている。これらのミッションを機構長のリーダーシップの下で強力に推進している。

そうした中で、自然科学研究機構の理事は、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行うなどの重責を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,429千円と比較した場合、概ね同水準以下となっている。

自然科学研究機構では、理事の報酬月額を国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、職務の内容等を勘案し、706千円から895千円の範囲で決定している。

また、他の大学共同利用機関法人の理事の標準水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の大学共同利用機関法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

自然科学研究機構の監事は、自然科学研究機構の業務を監査し、監査の結果、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を行っている。

自然科学研究機構では、監事の報酬月額是国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に706千円で決定している。

監事の職責等を総合的に勘案すると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

自然科学研究機構の監事は、自然科学研究機構の業務を監査し、監査の結果、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を行っている。

自然科学研究機構では、監事(非常勤)の日給額は国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に、日額を決定している。

監事(非常勤)の職責等を総合的に勘案すると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	7,555	6	0	平成28年3月31日	-	
理事A	9,396	6	0	平成28年3月31日	-	
理事A (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	<p>当該機構長は、我が国の天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学分野の中核的研究拠点として大学共同利用機関を設置する法人の長として、先端的・学祭的領域の学術研究を行うとともに、その成果を発信し、特色ある大学院教育を推進するとともに、若手研究者の育成に努めるため、恒常的に新分野創成を促進する体制の整備、効果的な資源の再配分を行う研究システム改革、人事給与改革を行うなど、機構の運営及び研究推進に向けてリーダーシップを発揮した。</p> <p>当該機構長の業績勘案率については、これらの業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、1.0と決定した。</p>
理事A	<p>当該理事は大学院教育、男女共同参画、研究費の不正使用、知的財産及び環境配慮担当理事として、機構長のリーダーシップの下に遂行した。特に男女共同参画推進に向けたアクションプランを計画的に実施するとともに、新たに育児支援ネットワークの整備や出張帯同支援制度の検討等の取組を含む第3期中期目標期間における男女共同参画に関するアクションプランを策定するなど、男女共同参画社会に適した環境整備に貢献した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、1.0と決定した。</p>
理事A (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の95以上100分の175以下、成績が良好でない場合は、100分の82.5未満、また12月期については、成績が優秀な場合は100分の106.5以上、100分の195以下、成績が良好でない場合は、100分の92.5未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構職員の給与水準を検討するにあたって、他の大学共同利用機関法人、国家公務員のほか、平成28年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人500人以上)・職種別平均給与額を参考にした。

(1)他の大学共同利用機関法人・・・他の大学共同利用機関法人である人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

(2)国家公務員・・・平成27年度において国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額、410,984円、全体の平均給与月額、417,394円となっている。

(3)職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は事務部長で754,488円、事務課長で632,793円、事務課長代理で592,440円、事務係長で501,169円、事務主任で455,915円、事務係員で354,442円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、職員の勤務成績の給与への反映方法として、昇級、昇給、勤勉手当を対象に下記のように勤務成績の評定の結果を考慮し、下記のような制度内容で実施している。

昇 級:勤務成績が良好でかつ昇級基準を満たしている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇級させることができる。

昇 給:昇給日(1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させることができる。

勤勉手当:勤務評定等の結果を受け、基準日(6月1日、12月1日)前6箇月間に応じて支給割合(成績率)を決定する。

また平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

基本給の改定:毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。

業績給 :毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を勘案し、決定する。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

自然科学研究機構職員給与規程に則り、本給(本給の調整額含む)及び諸手当(扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特勤勤務手当、準特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給の月額+扶養手当+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5(特定管理職員(一般職(一)7級以上の局次長、センター長、部長及び研究教育職員の副台長、一部の副所長及び研究総主幹が該当)は、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の137.5(特定管理職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給の月額+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に基準日以前6箇月以内のその者の勤務期間に応じた割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の職員の区分別の成績率を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度における主な改定内容は以下のとおりである。

○国家公務員の平成27年及び平成28年に勧告された人事院勧告に準じて下記の措置を実施した。

1. 本給月額の改定
一般職(一)、一般職(二)、研究教育職の本給表について、平成28年の人事院勧告に準じて本給月額を平成28年4月1日より平均約2%の引き上げを実施。
2. 管理職手当の引き上げ
一般職(一)8級の職務区分I種について、管理職手当の支給額を116,900円(+100円)へ引き上げを実施。
3. 特別調整手当の引き上げ
特別調整手当の支給率を1%~2%の間で引き上げを実施。
4. 単身赴任手当の引き上げ
単身赴任手当の基本額を30,000円(+4,000円)へ引き上げ、加算額を最大70,000円まで引上げを実施。
5. 初任給調整手当の引き上げ
支給月額の限度を50,600円(+100円)へ引き上げを実施。
6. 勤勉手当の引き上げ
勤勉手当の支給割合を4.20月分から4.30月分(+0.1月分)へ引き上げを12月期賞与で実施。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	620	46.3	7,252	5,310	112	1,942
事務・技術	288	44.4	6,105	4,501	130	1,604
教育職種 (大学教員)	331	47.9	8,252	6,015	97	2,237
技能・労務職種	1					

在外職員	28	44.5	11,579	9,768	0	1,811
------	----	------	--------	-------	---	-------

非常勤職員	16	50.9	4,833	3,631	130	1,202
事務・技術	7	55.8	3,709	2,903	209	806
教育職種 (大学教員)	9	47.1	5,708	4,198	68	1,510

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:該当者がいない区分(任期付職員及び再任用職員)、区分中の該当者のいない職種(常勤職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師))については、省略した。

【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	58	49.0	10,111	10,111	119	0
教育職種 (大学教員)	58	49.0	10,111	10,111	119	0

在外職員	2	39.5	11,933	11,933	0	0
------	---	------	--------	--------	---	---

任期付職員	177	42.8	5,791	5,791	115	0
年俸制職員	153	41.3	5,567	5,567	112	0
URA職員	24	52.4	7,216	7,216	138	0

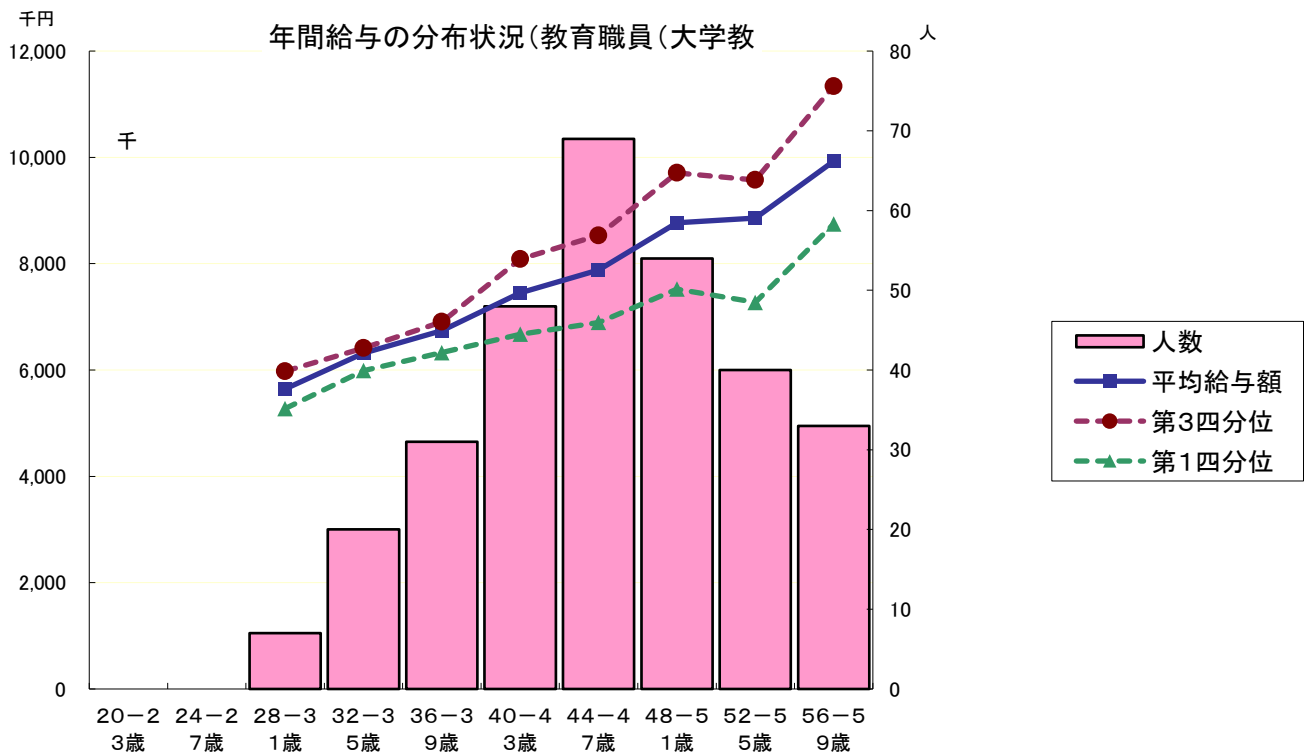
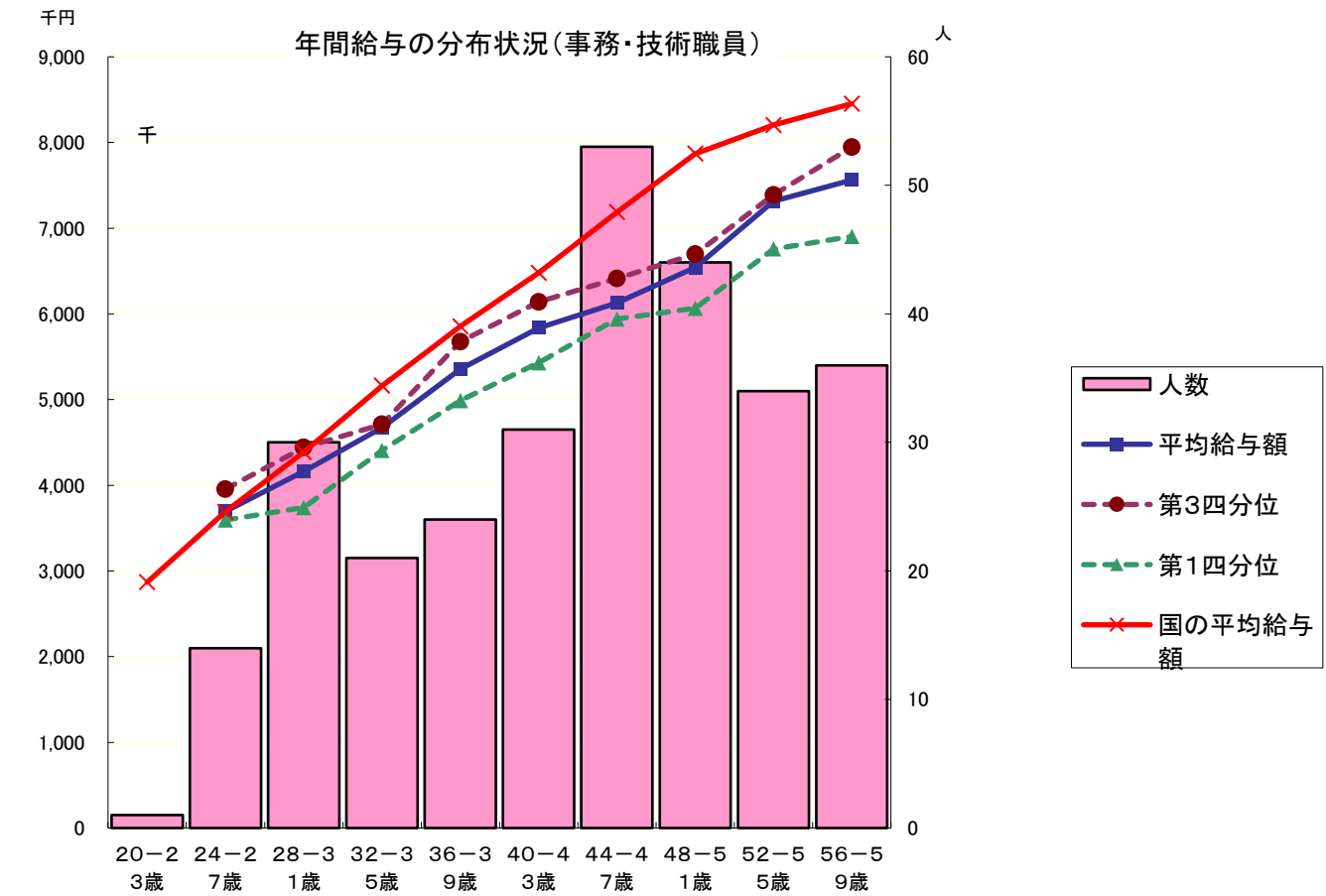
注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:再任用職員及び非常勤職員には該当がないため、表を省略した。

注3:「年俸制職員」とは、特定の研究・プロジェクト等の研究教育又は研究に従事する者や高度な専門的知識を必要とする業務を行う職種を示す。

注4:「URA職員」とは、研究力強化のための事業の業務を行う職種を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:事務・技術職員の20~23歳の該当者は1人のため、当該個人情報に関する情報が特定される可能性があることから、年間給与については表示しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	4	56.5	10,626	11,261～10,123
課長	18	55.8	8,273	10,004～6,857
課長補佐	39	53.7	7,065	8,190～5,992
係長	103	46.5	6,175	7,432～4,820
主任	39	44.3	5,797	6,947～4,149
係員	85	34.6	4,609	6,344～3,037

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	64	54.4	11,008	13,158～8,871
准教授	107	49.5	8,575	10,513～6,167
助教	160	44.3	6,733	8,291～5,162

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		56.9	58.1	57.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	43.1	41.9	42.5	
	最高～最低	%	%	%
		53.0～36.9	51.6～37.1	52.3～37.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.2	60.2	60.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	39.8	39.8	39.8	
	最高～最低	%	%	%
		47.2～36.2	46.2～36.4	46.7～36.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		58	58.4	58.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	42	41.6	41.8	
	最高～最低	%	%	%
		55.8～36.9	54.5～37.1	49.7～37.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.7	60.7	60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	39.3	39.3	39.3	
	最高～最低	%	%	%
		47.2～36.4	46.2～36.6	46.7～36.5

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 88.4 ・年齢・地域勘案 93.8 ・年齢・学歴勘案 86.9 ・年齢・地域・学歴勘案 93.2 (参考) 対他法人 101.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	—
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 88.3%】 (国からの財政支出額 30,453,895千円、支出予算の総額 34,655,972千円：平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成27年度決算)</p> <p>【管理職の割合 11.1%(常勤職員数 678名中 75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 86.0%(常勤職員数 678名中 583名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 16.7%】 (支出総額 37,243百万円、給与報酬等支給総額 6,218百万円：平成27年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 当機構においては、原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しており、対国家公務員のラスパイレス指数を全ての事項で下回っていること、対他法人においては若干上回っているものの、民間との職位別と比較しても下回っていることから、職員の給与水準については妥当であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.2

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比較を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給、独身)
月額 178,200円、年間給与 2,660,411円

○35歳(本部主任、配偶者・子1人)
月額 351,240円、年間給与 5,761,182円

○45歳(本部係長、配偶者・子2人)
月額 424,080円、年間給与 6,929,979円

教育職員(大学教員)

○22歳(大卒初任給、独身)
月額 211,700円、年間給与 3,162,467円

○35歳(助教、配偶者・子1人)
月額 412,680円、年間給与 6,761,193円

○45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 542,520円、年間給与 8,880,715円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該年俸制職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

基本給の改定: 毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、
最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。
業績給 : 毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の
属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を
勘案し、決定する。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,403,534	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 486,700	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役員等給与 (C)	千円 4,569,647	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,377,911	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,837,793	千円	千円	千円	千円	千円

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 184,994千円増(3.0%増)

増減要因

- ・人事院勧告に準じて実施した本給月額、特別調整手当の支給率、単身赴任手当の基本額、初任給調整手当の最大限度、勤勉手当等の成績率の引上げによる支給増
- ・研究教育職員を対象とした年俸制度に切替えた職員の給与に退職手相当額が含まれていることによる支給増

②「最広義人件費」

前年度比 604,620千円減(4.7%減)

増減要因

- ・上記①の要因に係る「給与、報酬等支給総額」の増
- ・前年度に比べ、定年退職者及び自己都合退職者の人数が増えたことによる「退職手当支給額」の増
- ・派遣職員の減少に伴う「非常勤役職員等給与」の減
- ・「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」の支給増加に伴う法定福利費の支出増に伴う「福利厚生費」の増

IV その他

特になし